

平成 27 年 11 月 10 日

鴨川市長 長谷川 孝夫 様

鴨川市総合計画審議会
会長 清水 宏

第 2 次鴨川市総合計画について（答申）

平成27年 2 月18日付け鴨企政第1090号で諮問のありました第 2 次鴨川市総合計画については、本審議会において慎重なる調査及び審議を行った結果、別添の第 2 次鴨川市基本構想（案）及び鴨川市第 3 次 5 か年計画（案）は、平成28年度以降を担う本市の新たな総合計画として妥当なものと認めます。

ただし、審議の過程において出された主な意見は下記のとおりですので、今後の行政運営に当たっては、その趣旨に留意されるよう要請します。

記

- 1 必要に応じて組織横断的な事業執行体制の確保を図るよう努めていただきたい。
- 2 市民からの意見聴取に当たっては、I C T 技術の活用と、市民との対面による手法を効果的に組み合わせるよう努めていただきたい。
- 3 まちづくりの担い手となる人材の育成に注力するとともに、産学民による主体的な活動の活性化を図り、行政との適切な役割分担に努めていただきたい。
- 4 「想定外」の事態を常に見据え、日頃からこれに対応するための訓練等に努めていただきたい。
- 5 国・県・民間団体等が実施する補助事業等の情報収集に努めることはもとより、事業財源を生み出すための自主的な取組みを積極的に進め、効率的な事業執行に努めていただきたい。